

平成26年度
第2回沖縄不発弾等対策協議会

平成27年2月5日(木) 10:00～
那覇第2地方合同庁舎2号館
1階共用会議室A・B

次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 化学弾の疑いのある砲弾(米国製)の識別に係る
米国への照会について
4. 閉会

平成27年2月5日
沖縄不発弾等対策協議会

化学弾の疑いのある砲弾（米国製）の識別に係る米国への照会について（案）

1. 化学弾の疑いのある砲弾（米国製）の識別に係る米国への照会が必要となった場合、沖縄不発弾等対策協議会は、内閣官房副長官補室からの依頼を受け、詳細不明弾として、協議会会長から在日米軍沖縄調整事務所長に対し、照会（調査・鑑定依頼）をすることとする。
2. 在日米軍からの回答でもなお、化学弾かどうかの判別がつかず、更なる識別等が必要となった場合、関係省庁が対応するものとする。

【経 緯】

- ・「沖縄で発見された化学弾の疑いのある砲弾に関する関係省庁打合せ（概要メモ）（H24.6.6 内閣官房副長官補室）」の3. において、「対応の迅速化のための検討を行うこととされた。（例えば、化学弾らしき米国製砲弾が発見された際には、現地部隊から現地米軍への識別照会を行い、現地対策協議会へ報告する等の迅速化措置を検討。）」とある。
- ・内閣官房副長官補室において例示の手法について検討した結果、「発見物の最終的な識別に必要な在沖米軍への識別照会が防衛省の主管であるとの解釈を関係省庁間で確認するには至っていない」と平成26年3月に示された以降、その後の検討状況の進展は聞いていない。
- ・平成25年11月に糸満市で発見された米国製の砲弾は、通常弾として保管庫に移送した後、化学弾の疑いありと判明したが、「沖縄で発見された化学弾の疑いのある砲弾に関する関係省庁打合せ（協議結果）（H25.12.20 内閣官房副長官補室）」の2. において、「米国への識別依頼に当たっては、これまで沖縄不発弾等対策協議会が在日米軍沖縄調整事務所への照会を第一に行ってきたことなどを踏まえ、本事案についても同協議会から照会を行うことが適当」とされた。
- ・しかし、これまで沖縄不発弾等対策協議会（以下、「協議会」という。）が行った在日米軍への照会は、前例としないことと整理していたため、上記の「沖縄不発弾等対策協議会が在日米軍沖縄調整事務所への照会を第一に行ってきた」という記載も含め、協議結果の趣旨を確認するため、平成26年2月27日に内閣府本府において、内閣府沖縄振興局及び協議会事務局である沖縄総合事務局が内閣官房副長官補室と打ち合わせたところ、「協議会の連絡会でもどのレベルの会議でもいいので相談してもらえばいいと思っており、会議を開催して相談してもらいたい。」と、改めて依頼された。

【考え方】

- ・化学弾の疑いのある砲弾の取扱いについては、その都度、関係省庁等で対応が調整され、処理されて来たものの、発見物の識別に係る米軍への照会については、「陸域における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（H22.6.15 内閣官房副長官補室）において関係省庁が協力して行うこととされているが、協議会は上記関係省庁の構成メンバーではなく、国の機関でもない。
- ・しかし、地域住民の生活の安全を早期に確保するためには、協議会として可能な範囲において協力することを否定するものではない。

- ・化学弾の疑いのある砲弾（米国製）の識別に係る米国への照会が必要となった際に、地域住民の生活の安全を早期に確保する必要がある場合など、詳細不明弾として、協議会会長から在日米軍沖縄調整事務所長に対し、照会（調査・鑑定依頼）をすることもあり得る。
- ・ただし、協議会から在日米軍への照会をするにあたっては、内閣官房副長官補室からの依頼を受けることを前提とする。